

平成29年度 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険特別会計の決算の状況は、図1のとおりです。

◎歳入

歳入の主なものは、加入者が納めた保険税のほか、国庫支出金(※1)、都支出金(※1)、共同事業交付金(※2)、前期高齢者交付金(※3)、療養給付費等交付金(※4)で、歳入の86.4%を占めています。

保険税収入は、加入者の減により、平成28年度に比べて約

6%の減少となりました。

療養給付費等交付金は、退職者医療制度被保険者の減により減少しました。

歳入の10.6%を占める繰入金は、一般会計と基金からの繰り入れを合わせて約15億円となり、その結果、歳入の総額は28年度に比べ2.2%増加しました。

◎歳出

歳出の主なものは、保険給付費(※5)、共同事業拠出金(※6)、

後期高齢者支援金等(※7)で、全体の91.1%を占めています。

28年度に比べ後期高齢者支援金、介護保険納付金などが減少したものの、保険給付費、基金積立金の増加により、歳出の総額は0.7%増加しました。

◎財源不足分を繰り入れ

保険税や、国・都支出金などの歳入だけでは歳出を賄えないため、図2のとおり、赤字補てん分約7億円を含めた約14億円を、一般会計から繰り入れました。1人当たりの医療費は依然増

加傾向にあり、今後もある程度の繰り入れは必要になると見込んでいます。

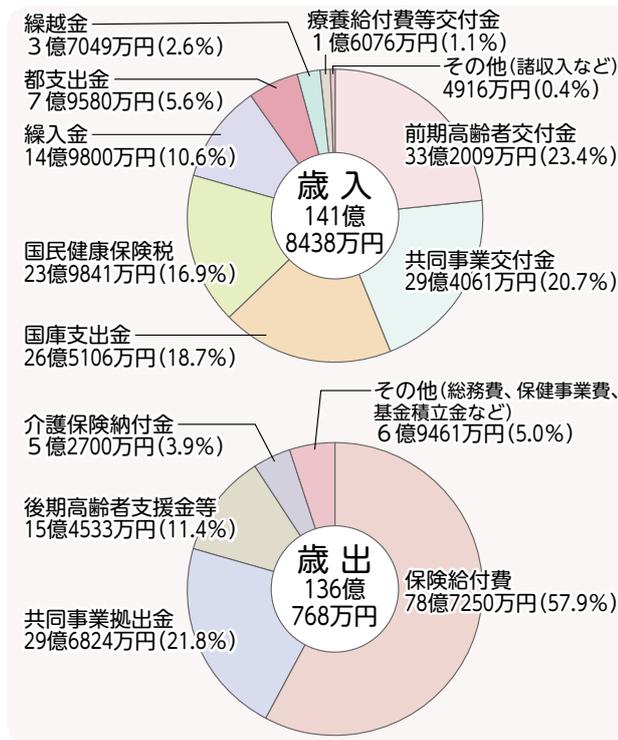
◎加入者1人当たりの医療費と保険税

加入者1人当たりの医療費と保険税は、図3のとおりです。

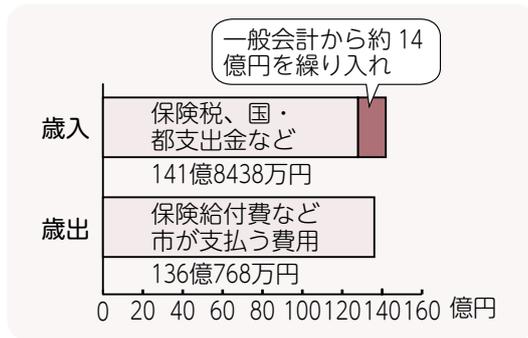
28年度と比べると、医療費は2万2605円増加し34万661円、保険税は30円減少し8万8831円となりました。

30年度から、東京都とともに国民健康保険財政の運営を行う新たな制度が始まりました。市

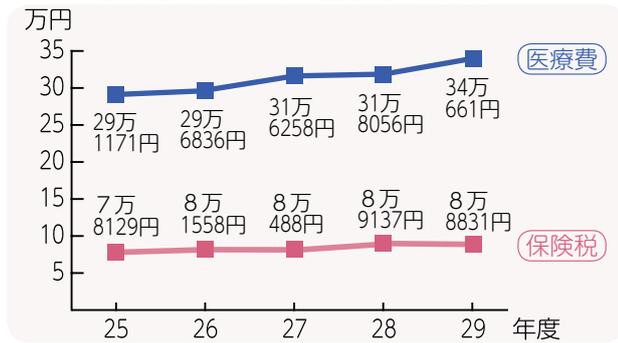
▼図1 平成29年度国民健康保険特別会計決算



▼図2 繰入金の状況



▼図3 加入者1人当たりの医療費と保険税



用語説明

- ※1 国・都が負担する補助金など
- ※2 医療費の支払いに対し、都内の全市区町村で出したった拠出金から交付されるもの
- ※3 前期高齢者(65〜74歳の方)の加入率が全国平均を上回る保険者保険事業を運営する者に対して交付されるもの
- ※4 退職後に国民健康保険に加入し、一定の条件を満たす方の保険給付費に対して交付されるもの
- ※5 退職後に国民健康保険に加入し、一定の条件を満たす方の保険給付費に対して交付されるもの
- ※6 市が医療機関などに支払う費用
- ※7 医療費の支払いに対し、都内の全市区町村が共同で出合うもの
- ※8 75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」を運営するために、保険者が支払うもの

では、今後も歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査など保健事業の実施や、ジェネリック医薬品の利用促進などにより医療費の適正化を図り、引き続き安定した財政運営に努めます。

☆詳しくは、保険係へ。